

ゆうらいふホームヘルプサービス 重要事項説明書

「指定訪問介護」「第1号訪問事業」

令和6年4月1日 適用

当事業所は、居宅介護サービス利用契約書第1条に基づき、ご契約者に対して、指定訪問介護サービス・第1号訪問事業の提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 経営法人（事業者）

- 1) 法人名 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
- 2) 法人所在地 遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192 番地（涌谷町高齢者福祉複合施設内）
- 3) 代表者氏名 会長 高橋 俊吾

2 事業所の概要

- 1) 種類 指定訪問介護事業所・平成15年4月1日 第0473100329号 第1号訪問事業
- 2) 名称 ゆうらいふホームヘルプサービス
- 3) 所在地 遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192 番地（涌谷町高齢者福祉複合施設内）
- 4) 電話 0229-43-6661 FAX0229-43-6670
- 5) 管理者 関谷 真理
- 6) 開設年月日 平成15年5月1日

3 運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービス・第1号訪問事業の提供をします。事業の実施については、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 主な職員の配置状況（※職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職 種	常 勤		非 常 勤	令和6年4月1日現在
	専 従	兼 務		
管 理 者		1		他事業所（訪問入浴）管理者兼務
サービス提供責任者	2	2		訪問介護員兼務
訪問介護員（介護職員）	3		1	
訪問介護員（介護職員）		2		訪問入浴サービス兼務

※ゆうらいふホームヘルプサービスの職員は、併設するゆうらいふ各事業所との連携を図るため、臨機に応じ業務上の兼務をすることがあります。

5 営業日及び営業時間

- (1) 営 業 日 月曜日から日曜日（年中無休）
- (2) 受 付 時 間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時
- (3) サービス提供時間 午前4時から翌日の午前0時30分まで

6 通常の営業地域 涌谷町 美里町

7 提供するサービスの内容

ケアプラン・介護予防ケアプランに応じた訪問介護計画に基づきサービスの提供をいたします。

身体介護サービス	◎食事の介助 ◎排せつの介助・おむつ交換 ◎体位変換の介助 ◎更衣の介助 ◎起床介助・就寝介助 ◎入浴の介助 ◎身体の清拭・洗髪等 ◎散歩の介助◎安否の確認・対話 ◎通院・通所・買い物等の介助など
生活援助サービス	◎掃除・整理整頓 ◎洗濯 ◎食事の準備や調理 ◎買い物など日常生活のお世話

8 サービス利用に関する留意事項

1) サービス提供を行う訪問介護員

- ① サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替でサービスを提供します。
- ② サービスの提供にあたる訪問介護員について、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

2) サービス実施時の留意事項

- ① 定められた業務以外の禁止
利用者は「4. 提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。
- ② サービスの実施に関する指示・命令
サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
- ③ 備品等の使用
サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

3) 利用の中止・変更等

利用者は、サービスの利用を中止又は変更する場合には、利用者はサービス実施日の前日まで申し出るものとします。中止等を行った場合は、担当のケアマネージャーにその旨連絡するものとします。

4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

5) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 医療行為又は医療補助行為② 利用者もしくはその家族からの物品の授受③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

9 緊急時及び事故発生への対応（契約書第10条参照）

サービス実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

10 虐待防止に関する事項について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行います。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

11 感染症や災害への対応力向上について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画となります。

- 1) 感染症や災害に係る事業所ごとの業務継続計画（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立等）を従業員に周知します。
- 2) 従業員に対し、研修や訓練を実施します。
- 3) 適切に実施するための担当者を置きます。

12 守秘義務等について（契約書第5条参照）

1) 事業者、従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了した後も継続します。

2) 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。個人情報の取り扱いについては、事業者が定める個人情報保護に関する基本方針並びに個人情報保護法等関係法令等遵守し、慎重に取り扱うものとします。

13 損害賠償について（契約書第10条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその賠償をいたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

14 主なサービスの利用料金

※負担割合については市町村から交付される「介護負担割合証」に準じ負担額が2倍3倍となります。

① 指定訪問介護の利用料金 1回あたり（介護保険対象1割の場合）

サービス内容	提供時間 サービスに 要する時間	平常時間帯 (8:00~18:00)	早期 (6:00~8:00) 夜間 (18:00~22:00) 平常の25%増	深夜 (22:00~6:00) 平常の50%増
		身体介護中心	所要時間 20分以上 30分未満の場合	293円
	所要時間30分以上1 時間未満の場合	464円	581円	697円
		平常時間帯において680円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに82円を加算されます。 身体介護が中心である指定訪問介護の後に引き続き生活援助中心の指定訪問介護を行なった場合20分から計算して所要時間25分を増すごとに65円を加算されます。		
生活援助中心	所要時間 20分以上 45分未満の場合	215円	269円	323円
	所要時間 45分以上 の場合	264円	330円	-

※特定事業所加算Ⅰ（20%）が含まれています。

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合、通常料金の2倍の料金をいただきます。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス料金の全額（100%）となります。

※サービス提供責任者が初回、若しくは初回の指定訪問介護を行った日に属する月に指定訪問介護を行った場合には初回加算として200円をいただきます。

※介護支援専門員が必要と認められた場合に、サービス提供責任者が居宅サービス計画において

計画的に訪問することになっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、緊急時訪問加算として1回につき100円を加算させていただきます。

※介護職員等処遇改善加算は、保険対象月の総単位数（総回数）に16.1%加算されます。

（令和6年6月以降は24.5%に変更となり加算されます。）

② 第1号訪問事業の利用料金1ヶ月あたり

（介護保険対象1割の場合）

サービス種類	頻度	月額（1割）
訪問型サービスⅠ	週1回程度	1,176円
訪問型サービスⅡ	週2回程度	2,349円
訪問型サービスⅢ	週2回以上	3,727円

訪問回数内容については、介護予防ケアプランにより決定されます。

※サービス提供責任者が初回、若しくは初回の指定訪問介護を行った日に属する月に指定訪問介護を行った場合には初回加算として200円をいただきます。

※介護職員等処遇改善加算は、保険対象月の総単位数（総回数）に16.1%加算されます。

（令和6年6月以降は24.5%に変更となり加算されます。）

15 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し翌月にご請求しますので、基本的に指定金融機関でのお支払い、又は口座引落しによるお支払いとなります。

16 苦情の対応について（契約書第11条参照）

1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 涌谷町社会福祉協議会（ゆうらいふ）

電話番号 0229-43-6661

担当者 在宅介護課 課長 関谷 真理

○受付時間 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

2) 行政機関その他苦情受付機関

涌谷町福祉課	所在地 遠田郡涌谷町涌谷字中江南278 （涌谷町町民医療福祉センター） 電話 0229-43-5111（代表）
美里町健康福祉課	所在地 遠田郡美里町牛飼新町51番地 （美里町健康福祉センターさるびあ館） 電話 0229-32-2941（介護保険係）
国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談室	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3（宮城県自治会館） 電話 022-222-7700
福祉サービスに利用に関する 運営適正化委員会	所在地 仙台市青葉区本町3-7-4（宮城県社会福祉協議会） 電話 022-716-9674

ゆうらいふホームヘルプサービスの提供の開始に際しての重要事項は、本書面の通りです。

令和 年 月 日

事業者 所在地 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦192
名称 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
代表者名 会長 高橋 俊吾 印

説明同意欄		捺印
説明者	ゆうらいふホームヘルプサービス 氏名 _____	
同意者	利用者（同意者） 氏名 _____	